

「天使大学紀要」投稿規程

（目的）

第1条 天使大学（以下「本学」という。）紀要（以下「紀要」という。）の発行は、本学における教育研究の質の向上と活性化を目的とする。

（投稿資格）

第2条 原稿の筆頭著者は、本学関係者とし、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の専任教員（嘱託教員及び特任教員を含む。）
- (2) 本学の非常勤講師
- (3) 本学の大学院生
- (4) その他、学術振興委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

（投稿内容）

第3条 原稿は、国内外を問わず、他誌に未発表のもので、その内容は所属学会誌の掲載論文に準ずるものとし、本学の科学的品位を損なわないものとする。

2 原稿は、原著論文、短報、報告、総説の4つに分類し、投稿者がこれを明記する。

- (1) 原著論文とは、当該分野における新知見や新発見などの独創性に富み、実験・調査データや文献資料などを基に論述され、今後の当該分野の発展に寄与すると認められるもの
- (2) 短報とは、迅速に公表する意義が認められる研究成果で、今後の当該分野の発展に寄与する可能性のあるもの
- (3) 報告とは、当該分野の改善や問題点の把握のために行った実践、調査、ケーススタディなどをまとめたもの
- (4) 総説とは、特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、批判的検討を行って、総合的ないしは系統的に概説したもの

（査読及び採録）

第4条 投稿された原稿は、査読を受けるものとし、この結果を踏まえて委員会は、採録の可否及び原稿の分類を前条第2項各号に基づいて決定する。

2 各原稿の査読者については、複数名とする。

3 その他、査読に関する事項については、必要に応じて委員会がこれを決定する。

（投稿手続）

第5条 投稿手続に関する事項については、必要に応じて委員会がこれを決定する。

（倫理的配慮及び利益相反）

第6条 人および動物が対象である研究の場合は、倫理的配慮の上、論文中にその旨を明記するとともに、施設や個人が特定されないよう留意しなければならない。

2 投稿論文等に関わる研究について、当該論文等の公表により利益を受ける可能性がある場合は、関係団体との利益相反の有無に関して明記しなければならない。

（執筆要領）

第7条 原稿の書式等は、「執筆要領」に基づかなければならない。

2 「執筆要領」は、委員会がこれを決定する。

(編集・発行・公開)

第8条 編集・発行に関しては、次のとおりとする。

- (1) 校正は、2回までとし、著者が責任をもって行う。
 - (2) 発行は、年に2回とし、発行予定日は毎年12月末及び3月末の就業日とする。
 - (3) 発行は、電子媒体とする。ただし、製本された別刷を必要とする場合は、原稿1本につき20部までは委員会が費用を負担し、それを超える場合は、著者の負担とする。
- 2 紀要は、無料公開することを原則とする。
 - 3 その他、編集・発行・公開に関する事項は、委員会が決定する。
 - 4 教育研究用として、教員及び大学院の希望者に紀要の仮製本版を貸与する。

(著作権)

第9条 紀要に採録された原稿の著作権は、本学に帰属するものとし、他誌などにその全部又は一部を使用する場合には、委員会の承認を必要とする。ただし、著者自身は、自己の原稿の全部又は一部について、出典は紀要であることを明示することを条件に、委員会に断ることなく利用することができる。

(事務)

第10条 紀要に関する事務は、事務局図書情報課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、2009年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。